

# 官報 号外

平成三年三月八日

## ○ 第二百十回 参議院會議録第十三号

平成三年三月八日(金曜日)

午前十時一分開議

### ○ 議事日程 第十三号

平成三年三月八日

午前十時開議

第一 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案(内閣提出)

### ○ 本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

### ○ 議長(土屋義彦) これより會議を開きます。

日程第一 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

平成三年三月八日 参議院會議録第十三号 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案外一件

日程第二 交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長矢田部理君。

### 審査報告書

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月七日

建設委員長 矢田部理

参議院議長 土屋 義彦殿

### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住宅金融公庫の特別割増貸付制度の適用期限を平成八年三月三十一日まで五年間延長するとともに、貸付住宅を建設する者に対しても特別の割増貸付を行うこととし、あわせて、従業員に貸し付けるため住宅を必要とする事業者等に貸付するための産業労働者住宅についてその建設に必要な資金の貸付けを行うお

とするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成三年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額七兆五千五百一十億円の中に計上されている。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年二月二十五日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部改正  
第一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「本項」を「この項」に、「同項第三号」を「同項第三号若しくは第四号」に改める。

第四十八条の二中「同項第三号」の下に「若しくは第四号」を加える。

附則第八項中「平成三年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「自ら居住するため住宅を必要とする」を、「同条第一項第一号に掲げる」に改め、「対する貸付金」の下に「及び第十七条第一項第三号に掲げる者に対する貸付金」を、「第二十条第一項の下に」及び第二項(第二十一条の三第一項において準用する場合を含む。))を加え、「同項の表」を「第二十条第一項の表及

び同条第二項に改め、「金額」との下に「同条第一項の表中」を加える。

附則第九項中「平成三年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

附則第十項中「限度の欄」の下に「及び同条第二項」を加え、「及び前項」を「並びに前項」に改める。

(産業労働者住宅資金融通法の一部改正)

第二条 産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「付随する」を「付随する」に改め、「土地」の下に「若しくは借地権」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 次に掲げる者に対し住宅を建設して賃貸する事業者を行う者

イ 事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

ロ 事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするもの

の 七 七条第二項中「付随して」を「付随して」に改め、「土地」の下に「又は借地権」を加え、「あわせて」を併せて「に改める。

第八条の見出し中「貸付」を「貸付け」に改め、同条第一項中「の貸付」を「の貸付け」に、「貸付の申込」を「貸付けの申込み」に改め、「前条第一項第三号」の下に「又は第四号」を加え、「見込

を「見込み」に、「十分に」を「十分に」に、「且つ、申込」を「かつ、申込み」に、「申込」を「申込み」に「改め、同条第二項中「前条第一項第三号」の下に「又は第四号」を加える。

第九条第三項中「及び第七号」を削り、「又は同項第二号」を、「同項第二号」に改め、「法人を除く。」の下に「又は同項第三号の規定に該当するもの」と、同項第七号中「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付けを受けた者で同条第一項第三号若しくは第四号の規定に該当するもの又は同条第四項から第七項まで、第十項若しくは第十一項の規定による貸付けを受けた者で当該貸付金に係る住宅、幼稚園等、関連利便施設、関連公共施設、災害復興住宅、地すべり等関連住宅若しくは中高層耐火建築物等内の住宅を賃貸するもの」とあるのは貸付けを受けた者で産業労働者住宅資金融通法第七条第一項第三号の規定に該当するもの」と、「第三十五条第一項、第二項（第三十五条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項又は第三十五条の三第一項」とあるのは「同法第十三条の二第一項又は第二項」を加え、「第七条第一項第三号」を「第七条第一項第四号」に、「第十三条の二第二項」を「第十三条の三第一項」に改める。

第十三条第二項中「基づき」の下に「賃貸し、若しくは第七条第一項第三号に掲げる者が事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするものに対し賃貸し、又は第十三条の三の規定に基づき」を加える。  
第十三条の二第一項中「公庫から貸付けを受けた者（包括承継人を含む。）以下「貸付けを受けた者」という。）で第七条第一項第三号を「貸付けを受けた者で第七条第一項第四号」に、「又は土地」を「土地又は借地権」に改め、同条第二項中「第七号第一項第三号」を「第七号第一項第四号」に、「附随して土地を付随して土地又は借地権」に、「これを」を「それら」に、「こえて」を「超えて」に、「又は土地」を「土地又は借地権」に改め、同条を第十三条の三とし、第十三条の次に次の一条を加える。  
(賃借人の選定及び家賃)  
第十三条の二 公庫から貸付けを受けた者（包括承継人を含む。以下「貸付けを受けた者」という。）で第七条第一項第三号の規定に該当するものは、当該貸付金に係る住宅を同号イ又はロに掲げる者に対し、賃借人の資格、賃借人の選定方法その他賃貸の条件に関し主務省令で定める基準に従い、賃貸しなければならぬ。

第十三条第二項中「基づき」の下に「賃貸し、若しくは第七条第一項第三号に掲げる者が事業者でその事業に使用する産業労働者に貸し付けるため住宅を必要とするものに対し賃貸し、又は第十三条の三の規定に基づき」を加える。  
第十三条の二第一項中「公庫から貸付けを受けた者（包括承継人を含む。）以下「貸付けを受けた者」という。）で第七条第一項第三号を「貸付けを受けた者で第七条第一項第四号」に、「又は土地」を「土地又は借地権」に改め、同条第二項中「第七号第一項第三号」を「第七号第一項第四号」に、「附随して土地を付随して土地又は借地権」に、「これを」を「それら」に、「こえて」を「超えて」に、「又は土地」を「土地又は借地権」に改め、同条を第十三条の三とし、第十三条の次に次の一条を加える。  
(賃借人の選定及び家賃)  
第十三条の二 公庫から貸付けを受けた者（包括承継人を含む。以下「貸付けを受けた者」という。）で第七条第一項第三号の規定に該当するものは、当該貸付金に係る住宅を同号イ又はロに掲げる者に対し、賃借人の資格、賃借人の選定方法その他賃貸の条件に関し主務省令で定める基準に従い、賃貸しなければならぬ。

第十五条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に、「代理人を若しくは人又は会社その他の法人若しくは人の代理人」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同項第二号中「又は土地を譲渡した」を「賃貸した」に改め、同項第二号中「こえて、住宅又は土地の譲渡価額」を「超えて、家賃の額」に改め、同項に次の二号を加える。  
三 貸付けを受けた者で第七条第一項第四号の規定に該当するものが、第十三条の三第一項に規定する基準に従わないで住宅、土地又は借地権を譲渡したとき。  
四 貸付けを受けた者で第七条第一項第四号の規定に該当するものが、第十三条の三第二項に規定する額を超えて、住宅、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領したとき。

第十五条第二項中「代理人」を「又は法人若しくは人の代理人」に改め、「その法人」の下に「又は人」を加える。  
第十六条中「三万円」を「十万円」に改める。  
第十七条中「左の」を「次の」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第二号中「こえて」を「超えて」に改める。  
(北海道防蹇住宅建設等促進法の一部改正)  
第三条 北海道防蹇住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。  
附則第四項中「平成三年三月三十一日」を「平成八年三月三十一日」に、「自ら居住するため住宅を必要とする者で同条第五項」を「公庫法第十七条第一項第一号に掲げる者で第八条第五

項」に改め、「対する貸付金」の下に「及び公庫法第十七条第一項第三号に掲げる者に対する貸付金」を加え、「同条第二項の表限度の欄」を「第八条第二項の表限度の欄及び同条第六項において準用する公庫法第二十条第二項」に、「同欄」を「第八条第二項の表限度の欄」に、「とする。」を「と、公庫法第二十条第二項中「八割五分に相当する金額」とあるのは「八割五分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。」に改める。  
附則第五項中「貸付金の利率」の下に「並びに前項の規定により同条第六項において準用する公庫法第二十条第二項の規定が読み替えて適用される場合における同項に規定する政令で定める金額に係る貸付金の利率」を加え、「同項」を「第八条第二項」に、「その利率」を「それらの利率」に改める。  
附則  
(施行期日)  
1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 改正後の住宅金融公庫法附則第八項及び第十項並びに北海道防蹇住宅建設等促進法附則第四項及び第五項の規定（住宅金融公庫法第十七条第一項第三号に掲げる者に対する貸付金に係る部分に限る。）は、住宅金融公庫がこの法律の施行の日以後に資金の貸付けの申込みを受理したもから適用する。  
3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

項」に改め、「対する貸付金」の下に「及び公庫法第十七条第一項第三号に掲げる者に対する貸付金」を加え、「同条第二項の表限度の欄」を「第八条第二項の表限度の欄及び同条第六項において準用する公庫法第二十条第二項」に、「同欄」を「第八条第二項の表限度の欄」に、「とする。」を「と、公庫法第二十条第二項中「八割五分に相当する金額」とあるのは「八割五分に相当する金額に政令で定める金額を加算した金額」とする。」に改める。  
附則第五項中「貸付金の利率」の下に「並びに前項の規定により同条第六項において準用する公庫法第二十条第二項の規定が読み替えて適用される場合における同項に規定する政令で定める金額に係る貸付金の利率」を加え、「同項」を「第八条第二項」に、「その利率」を「それらの利率」に改める。  
附則  
(施行期日)  
1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。  
(経過措置)  
2 改正後の住宅金融公庫法附則第八項及び第十項並びに北海道防蹇住宅建設等促進法附則第四項及び第五項の規定（住宅金融公庫法第十七条第一項第三号に掲げる者に対する貸付金に係る部分に限る。）は、住宅金融公庫がこの法律の施行の日以後に資金の貸付けの申込みを受理したもから適用する。  
3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の第十四項中「第七条第一項第三号」を「第七条第一項第四号」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

5 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二十二の項及び二十九の項中、「第三号」を、「第四号」に、「資金貸付け」を「資金の貸付け」に改める。

審査報告書

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月七日

建設委員長 矢田部 理

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における交通事故の増加傾向にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、現行の五箇年計画に引き続き、平成三年度以降五箇年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成しようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、五箇年計画に要する総事業費として、約三兆九千五百二十億円が予定され

ている。

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年二月二十八日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律

交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「昭和六十一年度」を「平成三年度」に、「昭和六十一年六月三十日」を「平成三年六月三十日」に改める。

第四条中「昭和六十一年度」を「平成三年度」に、「昭和六十一年七月三十一日」を「平成三年七月三十一日」に改める。

第六条第一項及び第七条第一項中「昭和六十一年度」を「平成三年度」に改める。

附則

1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

2 平成二年度以前の年度の予算に係る国の負担金、補助金又は貸付金で平成三年度以降に繰り越されたものに係る交通安全施設等整備事業の実施並びに当該事業に要する費用についての国

及び地方公共団体の負担並びに国の補助及び貸付けについては、なお従前の例による。

〔矢田部理君登壇、拍手〕

○矢田部理君 たいいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、国民の居住水準の向上と内需の持続的拡大を図るため、住宅金融公庫の行う資金の貸し付けについて、みずから居住するため住宅を必要とする者に対する特別割増し貸付制度の適用期限を平成八年三月三十一日まで延長するとともに、賃貸住宅を建設する者に対しても特別割増し貸し付けを行うこととし、あわせて、従業員に貸し付けるため住宅を必要とする事業者等に賃貸するための住宅建設に必要な資金の貸し付けを行うこととするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案は、最近における交通事故の増加傾向にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、現行の五カ年計画に引き続き、平成三年度以降五カ年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第三 郵便貯金法の一部を改正する法律案

日程第四、郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案

(いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。通信委員長一井淳治君。

審査報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年三月七日

通信委員長 一井 淳治

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進等のため、郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額を七百万円から千万円に引き上げるとともに、進学積立郵便貯金の貯蓄目的を拡大し、その名称を教育積立郵便貯金に改めようとする等のものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、金融自由化の進展等為替貯金事業をめぐる厳しい環境変化に適切に対応するため、次の各項の早急な実現に積極的に努めるべきである。

一 多様化する国民のニーズに応えるため、長寿社会に対応した商品の提供や新たな個人向け貸付サービスの実施など、貯蓄・貸付両面において商品サービスの改善・充実を行うこと。

一 国民の利便の向上を図るため、ATM・CDの増置、利用時間の延長等を行うとともに、公共料金の自動払込みや給与の自動受取りなどのサービスをさらに推進すること。

一 郵便貯金資金の一層の有利運用と地域への還元を実現するため、金融自由化対策資金の運用対象と運用規模を大幅に拡充するなど、資金運用制度の改善・充実を行うこと。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

平成三年二月二十六日

内閣総理大臣 海部 俊樹

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第七条第一項第六号中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に、「の進学」を「教育」に、「に進学することをいう。」を「において行われる教育をいう。」を受けることとに、「進学資金」を「教育資金」に改める。

第十条第一項中「七百万円」を「千万円」に改める。

第十三条第一項及び第二項中「通常郵便貯金」の下に「及び定期郵便貯金」を加え、同条第三項中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第十四条、第十六条第三号及び第四号並びに第二十九条第二項中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第五十八条第一項に次のただし書を加える。  
ただし、省令の定めるところにより、預入期間が経過したときに払戻金をその払渡しに代えて新たな定期郵便貯金の預入に充てる取扱い(以下「継続預入の取扱い」という。)をすべきこととされた定期郵便貯金については、この限り

でない。

第五十八条第二項中「前項」を「前項本文」に、「第五十七条第二項」を「前条第二項」に改める。

第八章 進学積立郵便貯金を「第八章 教育積立郵便貯金」に改める。

第六十三条の二中「進学資金」を「教育資金」に、「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第六十三条の三の見出し中「二年」を「四年」に、「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改め、同条第一項中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に、「二年」を「四年」に改める。

第六十三条の四中「進学積立郵便貯金」を「教育積立郵便貯金」に改める。

第六十四条中「みだす」を「満たす」に改め、「当該郵便貯金」の下に「定期郵便貯金にあつては、継続預入の取扱いにより当該定期郵便貯金の払戻金をもつて預入に充てられたものを含む。」を加える。

第六十八条第一項中「払いもどし」を「払戻し(継続預入の取扱いに係る払戻しを除く。)」に、「払いもどし金」を「払戻金」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 目次、第七条第一項第六号、第十三条第三項、第十四条、第十六条第三号及び第四号、第二十九条第二項、第八章の章名、第六十三条の二、第六十三条の三の見出し及び第一項並びに第六十三条の四の改正規定並びに次項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第十条第一項の改正規定 平成三年十一月三十日までの間において政令で定める日

三 第十三条第一項及び第二項、第五十八条、第六十四条並びに第六十八条第一項の改正規定並びに附則第三項の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)  
2 前項第一号に掲げる改正規定の施行の際現に存する進学積立郵便貯金は、この法律による改正後の郵便貯金法第七条第一項第六号に規定する教育積立郵便貯金とみなす。

3 第十三条第一項及び第二項の改正規定の施行前に預入された定期郵便貯金の利子の計算については、なお従前の例による。

審査報告書

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成三年三月七日

通信委員長 一井 淳治

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の国際化の進展に伴い、住民及び旅行者の利便を図るため、郵政官署において外国通貨の両替並びに旅行小切手の受託

販売及び買取りの業務を行うことができるようにするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案

国会に提出する。

平成三年二月二十六日

内閣総理大臣 海部 俊樹

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、郵政官署において本邦通貨と外国通貨の両替(以下「外国通貨の両替」という。)並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取り(以下「旅行小切手の売買」という。)を行うことによつて、住民及び旅行者の利便を図ることを目的とする。

(外国通貨の両替等の取扱)

第二条 郵便局において外国通貨の両替又は旅行小切手の売買をしようとする者は、郵政省令の定めるところにより、当該両替又は売買の申込みをするものとする。

2 郵政大臣は、郵政省令の定めるところにより、前項の規定による外国通貨の両替及び旅行小切手の売買の申込みに係る金額を制限することができる。

3 郵便局において両替を行う外国通貨及び買取りを行う旅行小切手の種類は、郵政省令で定める。

4 郵政大臣は、郵便局において受託販売を行う旅行小切手の種類を公示するものとする。

(換算割合等)

第三条 郵便局における外国通貨の両替及び旅行小切手の買取りに適用する換算割合は、外国為替の売買相場を勘案し、郵政大臣が定めて公示する。

2 郵政大臣は、郵便局において受託販売を行う旅行小切手に係る換算割合その他の条件を公示するものとする。

(証明)

第四条 郵政省は、旅行小切手の買取りの申込みをする者の真偽を調査するため、必要な証明を求めることができる。

(利用の制限及び業務の停止)

第五条 郵政大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、郵便局を指定し、かつ、期間を定めて、外国通貨の両替及び旅行小切手の売買について利用を制限し、又は停止することができる。

(省令への委任)

第六条 この法律に規定するもののほか、外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関し必要な事項は、郵政省令で定める。

(外国為替及び外国貿易管理法の適用)

第七条 この法律の定める外国通貨の両替及び旅行小切手の売買については、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)

の適用があるものとする。この場合において、同法中「許可」とあり、及び「認可」とあるのは、「承認」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(郵便法の一部改正)

第二条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「元利金の支払」の下に「本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取り」を加える。

(国営企業労働関係法の一部改正)

第三条 国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「並びに国債」を、「国債に改め、「元利金の支払に関する業務」の下に「並びに本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務」を加える。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第四条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「元利金の支払に関する業務」の下に「本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務」を加える。

第五条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次の一号を加える。

七 本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務

第四条第三十二号中「並びに年金」を、「年金」に改め、「受入れ払渡し」の下に「並びに本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅行小切手の受託販売及び買取り」を加える。

「一井淳治君登壇 拍手」

○一井淳治君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進のため、郵便貯金の預入限度額の引き上げを行うとともに、国民の教育費負担の増大等にかんがみ、進学積立郵便貯金の貯蓄目的を、進学に必要な資金から進学及び在学中に必要な資金に拡大し、その名称を教育積立郵便貯金に変更すること等の改正を行おうとするものであります。

次に、郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案は、我が国の国際化の進展に伴い、住民及び旅行者の利便を図るため、郵便局において外国通貨の両替並びに旅行小切手の受託販売及び買取りを行うことができるようにするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して審査し、金融自由化に対する郵便貯金事業の対応、

預入限度額の引き上げの根拠、外貨両替等に伴うリスク対策、外貨両替等取扱局の設置基準等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によって御承知願います。

質疑を終了し、二法律案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、郵便貯金法の一部を改正する法律案について三項目から成る附帯決議案が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時九分散会

出席者は左のとおり。

議長	土屋 義彦君
副議長	小山 一平君

議員	寺崎 昭久君	星野 朋市君
	白浜 一良君	針生 雄吉君
	今泉 隆雄君	足立 良平君
	野村 五男君	中川 嘉美君

猪熊 重二君	西川 潔君	後藤 正夫君	梶原 清君	紀平 梯子君	種田 誠君
猪木 寛至君	鈴木 貞敏君	仲川 幸男君	山本 富雄君	岩本 久人君	肥田美代子君
片上 公人君	及川 順郎君	伊江 朝雄君	鈴木 省吾君	北村 哲男君	前畑 幸子君
刈田 貞子君	勝木 健司君	原 文兵衛君	井上 吉夫君	櫻井 規順君	西岡瑠璃子君
下稻葉耕吉君	斎藤 文夫君	遠藤 要君	坂野 重信君	小林 正君	堀 利和君
常松 克安君	矢原 秀男君	岩崎 純三君	斎藤 十朗君	谷本 巍君	会田 長栄君
中野 鉄造君	橋本孝一郎君	久世 公麿君	清水嘉与子君	清水 澄子君	三石 久江君
小西 博行君	板垣 正君	真島 一男君	清水嘉与子君	野別 隆俊君	庄司 中君
岩本 政光君	鶴岡 洋君	木暮 山人君	鎌田 要人君	栗村 和夫君	千葉 景子君
太田 淳夫君	和田 教美君	片山虎之助君	鹿熊 安正君	一井 淳治君	田淵 勲二君
広中和歌子君	山田 勇君	尾辻 秀久君	井上 章平君	及川 一夫君	山口 哲夫君
井上 孝君	前田 勲男君	陣内 孝雄君	石渡 清元君	本岡 昭次君	大森 昭君
黒柳 明君	峯山 昭範君	石川 弘君	石渡 清元君	菅野 久光君	稻村 稔夫君
中西 珠子君	三木 忠雄君	合馬 敬君	石渡 清元君	菅野 久光君	穂山 篤君
田淵 哲也君	田中 正巳君	宮崎 秀樹君	石渡 清元君	安恒 良一君	対馬 孝且君
加藤 武徳君	山口 光一君	大浜 方栄君	大城 眞順君	田 英夫君	赤桐 操君
大島 慶久君	吉川 芳男君	向山 一人君	森山 眞弓君	田 英夫君	鈴木 和美君
上杉 光弘君	小野 清子君	藤井 孝男君	倉田 寛之君	粕谷 照美君	佐藤 三吾君
藤田 雄山君	西田 吉宏君	竹山 裕君	石井 道子君	山本 正和君	古川太三郎君
成瀬 守重君	田村 秀昭君	田沢 智治君	名尾 良孝君	星川 保松君	高崎 裕子君
須藤良太郎君	前島英三郎君	福田 宏一君	松浦 功君	角田 義一君	旦下部禮代子君
永田 良雄君	永野 茂門君	中村 太郎君	村上 正邦君	吉田 達男君	磯村 修君
野沢 太三君	平野 清君	沢田 一精君	斎藤栄三郎君	林 紀子君	堂本 暁子君
秋山 肇君	大塚清次郎君	大鷹 淑子君	岡田 広君	森 楊子君	深田 肇君
青木 幹雄君	守住 有信君	野末 陳平君	大島 友治君	新坂 一雄君	近藤 忠孝君
狩野 明男君	山岡 賢次君	長田 裕二君	初村滝一郎君	諫山 博君	菅野 壽君
石原健太郎君	石井 一二君	中西 一郎君	平井 卓志君	篠崎 年子君	大淵 絹子君
大河原太一郎君	大木 浩君	林田悠紀夫君	山東 昭子君	井上 哲夫君	高井 和伸君
川原新次郎君	関口 恵造君	佐々木 満君	下条進一郎君	神谷信之助君	杏脱タケ子君
柳川 覺治君	宮澤 弘君	井上 裕君	三重野栄子君	糸久八重子君	上野 雄文君
高木 正明君	谷川 寛三君	喜岡 淳君	西野 康雄君	小川 仁一君	栗森 喬君
田代由紀男君	北 修二君	既 正敏君	村田 誠醇君	池田 治君	山中 郁子君

橋本 敦君 矢田部 理君  
 福岡 知之君 青木 薪次君  
 笹野 貞子君 乾 晴美君  
 市川 正一君 安永 英雄君  
 久保田真苗君 久保 巨君  
 瀬谷 英行君 中村 鋭一君  
 立木 洋君 上田耕一郎君

國務大臣  
 郵政大臣 関谷 勝嗣君  
 建設大臣 大塚 雄司君

議長の報告事項

一昨六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員  
 高井 和伸君 補欠 山田耕三郎君  
 法務委員  
 山田耕三郎君 補欠 高井 和伸君  
 大蔵委員  
 合馬 敬君 補欠 真島 一男君  
 清水嘉与子君 補欠 吉川 芳男君  
 文教委員  
 真島 一男君 補欠 下条進一郎君  
 社会労働委員  
 吉川 芳男君 補欠 清水嘉与子君

商工委員

下条進一郎君 補欠 合馬 敬君

予算委員

須藤良太郎君 補欠 中村 太郎君

議院運営委員

中村 太郎君 補欠 須藤良太郎君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(和田貞夫君外十名提出)(衆第五号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成二年度一般会計補正予算(第2号)  
 平成二年度特別会計補正予算(特第2号)  
 湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律案  
 同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。  
 平成二年度一般会計補正予算(第2号)  
 平成二年度特別会計補正予算(特第2号)  
 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。  
 湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律

昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員  
 野村 五男君 補欠 井上 裕君  
 山田耕三郎君 補欠 高井 和伸君  
 法務委員  
 高井 和伸君 補欠 山田耕三郎君  
 大蔵委員  
 真島 一男君 補欠 下条進一郎君  
 文教委員  
 下条進一郎君 補欠 真島 一男君  
 社会労働委員  
 西田 吉安君 補欠 中曾根弘文君  
 通信委員  
 井上 裕君 補欠 野村 五男君  
 中曾根弘文君 補欠 西田 吉安君  
 予算委員  
 西川 潔君 補欠 今泉 隆雄君  
 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。  
 欧州復興開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)  
 外務委員会に付託

国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律案(閣法第二十七号) 文教委員会に付託  
 再生資源の利用の促進に関する法律案(閣法第五〇号) 商工委員会に付託  
 電気通信基盤充実臨時措置法案(閣法第三三三号)  
 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(閣法第五二二号) 通信委員会に付託  
 農住組合法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)  
 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第二二二号) 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第二二二号)

同日内閣から予備審査のため送付された次の議案を商工委員会に付託した。  
 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五九号)  
 同日衆議院から予備審査のため送付された次の議案を商工委員会に付託した。  
 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二二号) 提出)(衆第五号)  
 同日委員長から次の報告書が提出された。  
 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(閣法第二〇号) 審査報告書  
 郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第六一号) 審査報告書

平成三年三月八日 参議院会議録第十三号 議長の報告事項

郵政官署における外国通貨の両替及び旅行小切手の売買に関する法律案(閣法第六二号)審査報告書  
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)審査報告書

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区  
虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局

電話

03  
(3587)  
4302

定価

本号一部  
一三三円  
三三三円(税別)